

[仕 様 書]

事 業 名 令和8年度飯野台観光振興施設合併浄化槽維持管理業務委託
事 業 場 所 佐倉市飯野台観光振興施設（佐倉市飯野町 27）
事 業 期 間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
委託料の支払い 月払い

一 般 共 通 事 項

1. 一般共通事項

- (a) 本委託は、「建築保全業務共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部）」の最新版（以下「共通仕様書」という。）を準用し業務を履行するが、本仕様書記載事項が前記に優先する。
- (b) 共通仕様書に規定する事項は、別の定めがある場合を除き、受注者の責任において履行すべきものとする。
- (c) すべての契約図書は、相互に補完するものとする。ただし、契約図書間に相違がある場合の優先順位は、次の（1）から（3）の順番とする。
 - （1）契約書
 - （2）本仕様書（図面、機器リストを含む。）
 - （3）共通仕様書

2. 受注者の負担の範囲

- (a) 点検に必要な工具、計測機器等の機材は、設備機器に付属して設置されているものを除き、受注者の負担とする。
- (b) 保守に必要な消耗部品、材料、油脂等は、受注者の負担とする。

3. 報告書の書式等

- ・報告書の書式は、別に定めがある場合を除き、発注者の指示による。

4. 関係法令等の遵守

- ・業務の実施に当たり、適用を受ける関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図る。

5. 業務計画書

- ・業務責任者は、業務の実施に先立ち、実施体制、全体工程、業務担当者が有する資格等、必要な事項を総合的にまとめた業務計画書を作成し、発注者の承諾を受ける。ただし、軽微な業務の場合において発注者の承諾を得た場合はこの限りではない。

6. 作業計画書

・業務責任者は、業務計画書に基づき作業別に、実施日時、作業内容、作業手順、作業範囲、業務責任者名、業務担当者名、安全管理等を具体的に定めた作業計画書を作成して、作業開始前に発注者の承諾を受ける。

7. 業務の記録

- (a) 発注者と協議した結果について記録を整備する。
- (b) 業務の全般的な経過を記載した書面を作成する。ただし、同一業務内容を連続して行う場合は、発注者と協議の上、省略することができる。
- (c) 各業務が終了した場合には、その内容を記載した書面を作成する。
- (d) (a) から (c) の記録について、発注者より請求された場合は、提出又は提示する。

8. 業務管理

・契約図書に適合する業務を完了させるために、業務管理体制を確立し、品質、工程、安全等の業務管理を行う。

9. 業務責任者

- (a) 受注者は、業務責任者を定め発注者に届け出る。また、業務責任者を変更した場合も同様とする。
- (b) 業務責任者は、業務担当者に作業内容及び発注者の指示事項等を伝え、その周知徹底を図る。
- (c) 業務責任者は、業務担当者以上の経験、知識及び技能を有する者とする。なお、業務責任者は業務担当者を兼ねることができる。

10. 業務担当者

- (a) 業務担当者は、その作業等の内容に応じ、必要な知識及び技能を有するものとする。
- (b) 法令により作業等を行う者の資格が定められている場合は、当該資格を有する者が当該作業等を行う。

11. 施設管理担当者の立会い

・作業等に際して施設管理担当者の立会いを求める場合は、あらかじめ申し出る。

一 般 事 項

1. 点検及び保守の範囲

- (a) 定期点検及び臨時点検の対象施設は対象施設一覧による。
- (b) 対象施設一覧について仕様書の『浄化槽』2に示す点検内容を実施し、その結果について報告する。
なお、異常を発見した際、点検対象に係ると判断される場合には、施設管理担当者に報告する。
- (c) 定期点検及び臨時点検の結果に応じ実施する保守の範囲は、次のとおりとする。
 - (1) 汚れ、詰まり、付着等がある部品又は点検部の清掃
 - (2) 取付け不良、作動不良、ずれ等がある場合の調整
 - (3) ボルト、ねじ等で緩みがある場合の増し締め
 - (4) 次に示す消耗品の交換又は補充
 - ①潤滑油、グリス、充填油等
 - ②ランプ類、ヒューズ類
 - ③パッキン、ガスケット、Oリング類
 - ④精製水
 - (5) 接触部分、回転部分等への注油
 - (6) 軽微な損傷がある部分の補修
 - (7) 塗装（タッチペイント）
 - (8) その他これらに類する軽微な作業

2. 点検の実施

- (a) 点検を行う場合には、あらかじめ施設管理担当者から劣化及び故障状況を聴取し、点検の参考とする。
- (b) 点検は、原則として目視、接触又は軽打等により行う。
- (c) 測定を行う点検は、定められた測定機器又は当該事項専用の測定機器を使用する。
- (d) 異常を発見した場合には、同様な異常の発生が予想される箇所の点検を行う。

3. 応急処置等

- (a) 点検の結果、対象部分に脱落や落下又は転倒の恐れがある場合、また、継続使用することにより著しい損傷又は関連する部材・機器等に影響を及ぼすことが想定される場合は、簡易な方法により応急処置を講じるとともに、速やかに発注者に報告する。
- (b) 落下、飛散等の恐れがあるものについては、その区域を立入禁止にする等の危険防止措置を講じるとともに、速やかに発注者に報告する。
- (c) 応急措置、危険防止措置にかかる費用は、発注者との協議による。

4. 点検及び保守に伴う注意事項

- (a) 点検及び保守の実施の結果、対象部分を現状より悪化させてはならない。
- (b) 点検及び保守の実施に当たり、仕上材、構造材等の一部撤去又は損傷を伴う場合には、あらかじめ発注者の承諾を受ける。

浄化槽

1. 概要及び条件

- (a) 「浄化槽法」、「浄化槽法施行令」及び「環境省関係浄化槽法施行規則」並びに「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に定める委託とする。
- (b) 本項の浄化槽は浄化槽法第2条第1号に定める浄化槽に適用する。
- (c) 「千葉県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例」による登録業者とする。

2. 点検及び保守

- (a) 一般事項は、次による。
 - (1) 点検は、本項に定めるところにより適正に行い、必要に応じ、保守その他の措置を講じるものとする。
 - (2) 浄化槽法第10条第1項の規定による保守点検の回数は、通常の使用状態において、表1に定めるものとする。
 - (3) 駆動装置又はポンプ設備の作動状況の点検及び消毒剤、薬品等の補給は、必要に応じ、随時行うものとする。

表1 浄化槽の点検周期

処理方式	点検周期
凝集剤添加型膜分離活性汚泥方式	1週間に1回以上

- (b) 使用状況は、次に掲げる事項について点検し、浄化槽の使用が適切であることを確認する。
 - (1) し尿を洗い流す水が適正量であること。
 - (2) 殺虫剤、洗剤、防臭剤、油脂類、紙おむつ、衛生用品等であって、浄化槽の正常な機能を妨げるものを流入させていないこと。
 - (3) 浄化槽にあっては、工場廃水、雨水その他の特殊な排水を流入させていないこと。
 - (4) 電気設備を有する浄化槽にあっては、電源を切っていないこと。
 - (5) 浄化槽の上部又は周辺には、点検保守又は清掃に支障を及ぼすおそれのある構造物を設けていないこと。
 - (6) 浄化槽の上部には、その機能に支障を及ぼすおそれのある荷重をかけていないこと。
 - (7) 通気装置の開口部をふさいでいないこと。
- (c) 設置状況は、次に掲げる事項について点検し、浄化槽の設置及び機能の状況が良好であることを確認する。
 - (1) 流入管きよと槽の接続及び放流管きよと槽の状況
 - (2) 槽の水平の保持の状況
 - (3) 流入管きよにおけるし尿、雑排水等の流れ方の状況
 - (4) 単位装置及び付属機器類の設置の位置の状況
 - (5) スカムの生成、汚泥等の堆積、スクリーンの目詰まり、生物膜の生成その他単位装置及び付属機器類の機能の状態

- (d) 流入管きょ、インバート柵、移流管、移流口、越流ぜき、流出口及び放流管きょに異物等が付着しないようにする。
- (e) スクリーンが閉鎖しないようにする。
- (f) 流量調整タンク又は流量調整槽及び中間流量調整槽は、ポンプ作動水位及び計量装置の調整を行い、汚水を安定して移送できるようにする。
- (g) ばっ気装置又はかくはん装置は、散気装置が目詰まりしないようにし、又機械かくはん装置に異物等が付着しないようにする。
- (h) 駆動装置及びポンプ装置は、常時又は一定の時間ごとに作動するようにする。
- (i) 嫌気ろ床槽又は脱窒ろ床槽は、滞流域が生じないようにするとともに、異常な水位の上昇が生じないようにする。
- (j) 接触ばっ気室又は接触ばっ気槽、硝化用接触層、脱窒用接触層及び再ばっ気槽は、溶存酸素量が適正に保持されるようにし、滞流域が生じないようにする。また、混合液浮遊物質濃度が規定値内に保持されているようにする。
- (k) ばっ気タンク、ばっ気室又はばっ気槽及び流路並びに硝化槽及び脱窒槽は、溶存酸素量及び混合液浮遊物質濃度が規定値内に保持されるようにする。
- (l) 散水ろ床型二次処理装置は、流水部が均等に流水するようにし、流水部に異物等が付着しないようにする。
- (m) 平面酸化型二次処理装置は、流水部に均等に流水するようにし、流水部に異物等が付着しないようにする。
- (n) 汚泥返送装置又は汚泥移送装置及び循環装置は、適正に作動するようにする。
- (o) 砂ろ過装置及び活性炭吸着装置は、通水量を適正にし、ろ材、活性炭の洗浄及び交換を適切に行う。
- (p) 汚泥濃縮装置及び汚泥脱水装置は、適正に作動するようにする。
- (q) 吸着剤、凝集剤、水素イオン濃度調整剤その他の薬剤を使用する場合には、その供給量を適度に調整する。
- (r) 悪臭並びに騒音及び振動により周囲の生活環境を損なわないようにし、蚊、ハエ等の発生の防止に必要な措置を講じる。
- (s) 放流水（地下浸透方式の浄化槽からの流水を除く）は、環境衛生上の支障が生じないように消毒されるようにする。
- (t) 水量、水質計測機器及び記録機器が適正に作動するようにする。
- (u) 浄化槽施設のフェンス内の草刈を必要に応じ実施すること。

3. 清掃

- (a) 清掃の一般事項は、次による。
 - (1) 清掃は、契約期間中に1回以上行う。
 - (2) 蚊、ハエ等の発生の防止に努め清潔を保持する。
 - (3) 除去物質の飛散防止、悪臭発生の防止、消毒等に配慮するとともに、作業中の事故防止に留意する。
 - (4) 清掃に用いる照明器具は防爆形で、作業に十分な照度が確保できるものとする。
 - (5) 槽内に立ち入るときは、火気に注意するとともに、換気を十分に行い、安全を確保する。又、換気は作業が完全に終了するまで継続して行う。
 - (6) 清掃に薬品を用いる場合には、終末処理場の機能を阻害することのないよう留意する。

(b) 清掃作業は、次による。

(1) 次に掲げる部分の汚泥、スカム、中間水等の引出しは全量とする。

- (イ) 多室型、二階タンク型又は変形二階タンク型一次処理装置
- (ロ) 沈殿分離タンク又は沈殿分離室
- (ハ) 多室型又は変形多室型腐敗室
- (ニ) 単純ばっ気型二次処理装置
- (ホ) 別置型沈殿室

(2) 汚泥濃縮貯留タンク又は汚泥濃縮貯留層の汚泥、スカム等の引出しは、脱離液を流量調整槽又はばっ気タンク若しくはばっ気槽に移送した後の全量とする。

(3) 嫌気ろ床槽第1室の汚泥、スカムの引出しは全量とすること。

(4) 下記に該当する部分の汚泥、スカム等の引出しは適正量とする。

- (イ) 二階タンク
- (ロ) 沈殿分離槽
- (ハ) 流量調整タンク又は流量調整槽
- (ニ) 嫌気ろ床槽及び脱窒ろ第1室以外の室
- (ホ) 凝集槽
- (ヘ) 汚泥貯留タンクを有する浄化槽の沈殿槽
- (ト) 重力返送式沈殿室又は重力移送式沈殿槽
- (チ) 消毒タンク、消毒室又は消毒槽

(5) (1)～(4)に定める引出し後、必要に応じて単位装置及び付属機器類の洗浄、掃除等を行う。

(6) 散水ろ床型二次処理装置又は散水ろ床及び平面酸化型二次処理装置にあつては、ろ床の生物膜の機能は阻害しないように付着物を引出し洗浄する。

(7) 地下砂ろ過型二次処理装置にあつては、ろ過層を洗浄する。

(8) 流入管きよ、インバート柵、スクリーン、移流管、移流口、越流ぜき、散気装置、機械かくはん装置、流出口及び放流管きよにあつては、付着物、沈殿物等を引出し、洗浄、掃除等を行う。

(9) 槽内の洗浄に使用した水の引出しを行う。ただし、嫌気ろ床槽、消毒タンク、消毒室又は消毒槽以外の部分の洗浄に使用した水は、一次処理装置、二階タンク、腐敗室又は沈殿分離タンク、沈殿分離室若しくは沈殿分離槽の張り水として使用することができる。

(10) 下記に掲げる部分の張り水には、水道水等を使用する。

- (イ) 単純ばっ気型二次処理装置
- (ロ) 流路
- (ハ) ばっ気室
- (ニ) 回転板接触槽、凝集槽

(c) 清掃によって生じた汚泥、スカム等の廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、下水道法等の規定に基づき、適切に処理する。

(d) 浄化槽における膜薬品洗浄作業を行うこととする。

4. 水質検査及び報告書の作成

(a) 水質検査の一般的事項は次による。

(1) 水質検査を年4回（原則として、6月、9月、12月、3月）行う。

(2) 検査の場所は、当該浄化槽が設置されている場所とする。

(3) 水質検査は、次に掲げる項目について行なう。

7項目（BOD、COD、PH、T-N、T-P、ヘキサン、大腸菌群）／年1回

4項目（BOD、SS、PH、大腸菌）／年3回

(b) 浄化槽法施行細則第6条による浄化槽の維持管理状況の報告書の作成

(c) 当該水質検査には、浄化槽法第7条及び第11条による水質に関する検査は含まない。

5. その他

委託契約後、下記の関係書類を提出すること

- ・維持管理に必要な資格・証明証等の写し
- ・年間維持管理予定表
- ・保守点検記録表（記入内容は昭和53年6月23日環水第68号通知参照）
- ・保守点検日時における確認書（業務対象施設より）
- ・緊急時の連絡先

対象施設一覧

浄化槽能力

佐倉市飯野台 観光振興施設	合併処理、凝集剤添加型膜分離活性汚泥方式	
	処理対象人員	220人
	計画処理水量	29.2 m ³ /日
	処理水質BOD	10 mg/ℓ以下

※数値は参考値となります。